サーマーン朝時代の奴僕 ɣulām について

佐藤圭四郎

西紀七世紀以後の西アジア史料、即ちアラビア語及び近世ペルシア語で書かれたイスラーム史料には、種々な性格をもつた各種の隷屬民があらわれ、これが當時の獨裁君主制下にある西アジア社會において重要な役割を果していることが知られる。ここに問題としようとする“ɣulām”「奴僕」もその一つであつて、ウマイヤ朝以後の歴代イスラーム諸王朝にあつて、カリフの手足となり、税金の強制とりたてに從事したり、近衞兵として戰功をたてるなど、各方面に活躍している。“ɣulām”という語は、「淫奔である」という意味をもつアラビア語の動詞“ɣalima”の派生語で、「若い男」というのが本來の意味であるが、[1]轉じて「若い奴隷」とか「小姓」とかを表す語である。そしてこの“ɣulām”(奴僕)という語は、アラビア語史料においては“raqīq”(奴隷)、また、近世ペルシア語史料においては“bandeh”(奴隷)という語とならんで記されており、またときには互に相通じて使用せられている。まず、“ɣulām”が“raqīq”との關係において記されている實例をもとめると、イブン・ハウカルの地理書[2]のホラーサーンの條に、

「〔ギリシア人及びアラビア人の〕奴隷(raqīq)であつて〔トルコ人の〕奴僕(ɣulām)のこの價格に達したものを……私は見ない」(lam ar …… min ar-raqīqⁱ mā balaɣa hāḏihⁱ l-qīmatᵃ min ɣulāmⁱⁿ) (Hauq., II, 452, 12-13.)

とある。これはホラーサーンにおいて賣買されているトルコ人の「奴隷(ラキーク)」(raqīqat-turkⁱ)が價格においても、容貌の美しさその他においても、匹敵するものがないことを述べたのちに、これらのトルコ人の奴隷とならんで、〔トルコ

人の〕「奴僕（グラーム）」およびトルコ人の「女奴隷（ジャーリヤット）」(jāriyat) も3,000ディーナールという最高の價格をもち、ギリシア人およびアラビア人の奴隷（ラキーク）及び女奴隷（ジャーリヤット）もこの價格に及ばないことを述べたものであつて、[3] "γulām" と "raqīq" が併記され、且つ相通じて用いられている實例である。次は、ムカッダシーの地理書[4]のマーワラーアンナフルの條に、

「關稅は……ジャイフーン河の流域において、奴隷 (raqīq) について重く、スルターンの通過證がなければ、奴僕 (γulām) を渡河させない。」(aḍ-ḍarā'ib^{u}……yaṣ'a-būna bi-ḥāfati^{i} Jaiḥūn fī 'r-raqīq^{i} wa lā yu'bbarūna γulām^{an} illā bi-jawāz^{i} min as-sulṭān^{i}) (Muq., 340, 12-13.)

とある。これはサーマーン朝の君主（スルターン）がトルコ人の奴隷（ラキーク）や奴僕（グラーム）を獨占的に手中におさめるため、それらがジャイフーン河（オクスス Oxus 河＝アム河 Amdaria）を渡るとき重い關稅を課し、それと引換えに渡される君主（スルターン）の通過證がなければ渡河を許さなかつたことを述べたもので、"γulām" と "raqīq" とが相通じて用いられている實例である。

次ぎに、"γulām" が "bandeh"（奴隷）との關係において記されている實例をもとめると、先ず、セルジュク朝の宰相ニザーム・ウル・ムルック Nizām ul-Muluk の著作と傳えられる「シャーサット・ナーメ」(Siyāsat Nāmeh)[5]＝「統治の書」の第二十七章に、

「奴僕たち (γulām-ān)・奴隷 (bandeh) より成る二百騎の騎兵を保持した。」(dōwist sawār az γulāmān bandeh dāšt) (Sist. Nām., 102, 12-13.)

とある。これはサーマーン朝の將軍アルプテギーンAlptegīn が君主から叛逆の嫌疑をうけ、配下のトルコ人の部隊をひきいてインドへ向う途中、フルムとバルフの中間でサーマーン朝の軍を破つたことを述べた一節であつて、"γulām" と "bandeh" が併記されている一例である。次に同じ「統治（シャーサット・ナーメ）の書」の第二十七章は、「奴隷たち(bandagān) が奉仕のときに騷ぎを惹き起さぬよう、かれらの行動を規整することに就いて」(Sist. Nām., 94, 13.) という標題がついているが、その內容は、「水運び……などの奴僕たち (γulāmān)」(ibid., 94, 17-18.)、或は「侍從長や樞機官とともに〔君主の〕傍近く奉仕する奴僕たち」(ibid., 94, 18—95, 1) となつていて、"bandagān" が "γulāmān" によつて置き換えられている。即ち、この兩者が相通じて用いられている例である。

"raqiq"という語は、「薄くある」「弱くある」「見すぼらしくある」「奴隷身分である」という意味をもつアラビア語の動詞"raqqa"の派生語で、「薄い」「弱い」「見すぼらしい」「生れの卑しい」という形容詞であるとともに、そのような状態にある「奴隷」を意味する。また"bandeh"という語は、「縛る」「監禁する」という意味をもつペルシア語の動詞"bandidan"の過去分詞の形で、「縛られたる」「監禁せられたる」という原義をもち、またそのような状態にある人、即ち「下僕」「奴隷」などを意味する。いずれもイスラーム史料において「奴隷」を表すのに最もふつうにつかわれている語である。[6] 従つて、これらの語と併記され、また相通じて使用されている"rulām"という語は、これと類似の性格をもつ「非自由民」を表すものと解さねばならない。かれら「奴僕(グラーム)」は「奴隷」とおなじように、金で賣買せられるものである。イブン・ハウカルの地理書に、

「奴僕(rulām)についていえば、ホラーサーンにおいて3,000ディーナールでそれが賣買された(qad bāi'a)のを私は見た。」(Hauq., II, 452, 11-12)

とあり、「統治の書(シャーサウト・ナーメ)」には、

「〔アルプテギーンは〕ある日、三十人のトルコ人の奴僕(rulām)を買つた(xarideh bōd)」(Sist. Nām., 96, 2.)

とあるのはその一例である。これらの奴僕には、トルコ人の外に、黑人の出身のもの[7]があり、またおそらくギリシア人・アラビア人・スラヴ人・ハザル人など雜多な種族の出身のものがあつたとおもわれる[8]が、最も重要なものはいうまでもなくトルコ人である。トルコ人の奴僕の價格が爾餘の種族出身の奴僕にくらべて價格が高かつた理由を說明して、イブン・ハウカルは次のように言う。

「ものわかりのよいこと、すぐれて聰明なこと、解放のための負債を支拂うこと」(alat s-sima" ma'a al-ḥidq al-bāri' wa l-adā' ṣ-ṣaḥīḥ) (Hauq., II, 452, 14-15.)

と。"adā'"という語は、"adā"(「支拂う」)の派生名詞で、「負債の支拂い」を意味し、ふつう奴隷が身代金を支拂つて奴隷身分から解放されることを意味する。従つてこれらの「奴僕(グラーム)」は奴隷財產をもつことを認められていたものと解さねばならない。少しくのちの史料であるが、イブン・バトゥータの旅行記[9]のアデンの條に、次のような挿話が記されている。即ち二人の商人(タージル)がそれぞれ自己に所屬し

ている「奴僕（グラーム）」を市場（スーク）へやつて牡羊を買わせた。たまたまその日には市場に一頭しか牡羊がいなかつたので、二人の奴僕はそれを手にいれようとして競つてその値段をひきあげ、遂に四百ディーナールという高値で一方の奴僕が牡羊を買いとつた。その奴僕の主人（サイード）は、この奴僕が自己の所持金をすべてなげだして主人から命ぜられたことを忠實に果した點を嘉賞して、その奴僕を自由の身にしてやつたばかりでなく、一千ディーナールをあたえた。これに反して、他の一人の奴僕は、主人によつて打擲せられた上に、自己の財産をとりあげられて、主人のもとから追い拂われた、と(Ibn Bat., II, 178,4–179,2.)。原文によると、前者の奴僕が言つたこととして次のように記している。

「私の資本（ra's māl-i）は四百ディーナールである。もし私の主人がその價格を私に返してくれれば結構であるが、さもなければ、私の資本をそれに支拂つて、私自身を〔主人の叱責から〕救助し、私の競爭相手に打ち勝つのである。」(ibid., II, 178,8-9.)

と。ここに「資本」と譯した“ra's al-māl”[10]という語は、“ra's”（頭）と“māl”（動產）の合成語で、「動產の頭」を意味し、“aṣl al-māl”[11]（「動產の根」）とともに、アラビア語で「商業資本」を表す語であつて、近世ペルシア語の“sar-i māyeh”[12]（「根の頭」）卽ち「商業資本」に相當する。このイブン・バトゥータの原文によると、この奴僕はその主人の與える動產とは別に「私（＝奴僕）の資本」を所有していたことを示している。また後者の奴僕に關して原文は次のように述べている。

「かれの主人はかれ（＝奴僕）の財產（māl-hu）を取り上げかれのもとから追い出した。」(ibid., 179, 1,-2.)

と。この記載によると、いつそうはつきりと「奴僕」が自己の「財產」を所有していたことを明示している。從つてかれらのうちには、財產を蓄積して自由を贖い、後代の史料にみえる“mukātab”[13]（「解放奴隸」）のような、一段高い身分を獲得したものもあつたと思われる。所有主による「奴僕」の解放はイスラーム史料に頻見しているからである。右のイブン・バトゥータの記載には、牡羊を手に入れた奴僕をその主人は「解放した」(a'taqa) (ibid., 178, 10)とあり、アッ・タバリーの史書のカリフ、アル・ハーディーの治世元年の條に、アリーの黨がメディナに叛したことを記し、

教主フサインがその兵力を強化するため「奴隷（マムルーク）たち」を「解放した」(a'taqa) (Tab., III-2, 556, 18.) とあつて、この「奴隷たち」(mamālīk) はまた「奴僕たち」(rulāmina) と書き換えられている (ibid., 556, 19.)。また「統治の書」にも殉教者アリーの子フサインが「奴僕」の一人を「〔私は〕解放した」(azād kardam) (Sist. Nām., 113, 19.) とある。

さてこのような不自由民出身の「奴僕」が特に重要な役割を演ずるのは、サーマーン朝(874~999)およびそれ以後のトルコ系の諸王朝においてであつて、イブン・ハウカルの地理書のホラーサーンの條に、

「この種類のもの(＝トルコ人の奴僕)が、サーマーン朝の宮廷に多くいて、ホラーサーンの住民の出身の高官および指揮官に従属している」(min hādā l-jins' katīr" fī dūr' āl Sāmān wa 'ind" l-jillat' wa l-quwwād' min ahl' Χurāsān') (Hauq., II, 452, 15-16.)

とあつて、サーマーン朝の宮廷には多くのトルコ人の奴僕がおつて、ホラーサーン出身の侍従長や樞機官などの高官（ジャリール）及び君主に直屬した軍隊（ジュンド）の指揮官（カーイド）に従屬していたことを特記している。以下これらの「奴僕」の役割についてさらに詳細に考察をすすめたい。

先ず第一に「奴僕」が従事するしごととしては、下僕として各種の賤役をつとめることがある。「統治の書」の第二十七章に、

「水の捧持者 (āb-dār)・兵器の捧持者 (saleḥ-dār)・酌取り (šarāb-dār)・衣裳の捧持者 (jāme-dār) その他である奴僕 (rulām)、及び侍従長 (emīr ḥājib)・樞機官 (emīr buzurg) とともに〔君主の〕傍近く仕える奴僕」(Sist. Nām., 94,17-95,1.)

とあつて、君主が所望したときに水を捧げもつて差出したり、出陣のときなどに兵器を奉持したり、宴席で酒の酌をしたり、君主の衣裳をさしだしたりするしごとをする奴僕と君主の傍近く奉仕して書翰の取扱をするなど少し知的なしごとをする奴僕とがあつたことを記している。このようなしごとは本來奴隷のするしごとに他ならない。また同じ「統治の書」の第三十三章には次のような挿話が記されている。豫言者の正統な後繼者であることを主張し、遂にウマイヤ朝のため殺害された有名な殉教者フサイン・ベン・アリーが、あるとき教團の主だつた人たちと會食していた。

かれの「奴僕」の一人が食物の入つた皿をかれの前へはこんできたが、偶然その皿をとりおとして、フサインの顔や衣服をよごしてしまつた。フサインは一時激怒したが、その奴僕がコーランの一節を引用して、怒りを抑えることが神意に叶うということを述べたので、その過失を許したばかりでなく、その「奴僕」を自由な身分に解放してやつた(āzād kardan「自由に爲す」)(Sist. Nām., 113, 11–12.)と。文化の程度が低いトルコ人をはじめとするこのような奴僕が儀禮や慣例のやかましい宮廷や貴族の家庭にあつて落度なく務めを果すようになるまでには、奴隷のばあいとおなじく[14]、かなりの期間にわたつて訓練をする必要があつたであろう。さらにこれらの奴僕は買われてからのちも、それぞれの所有主の家風に從つて教育せられたのであつて、「統治の書」の第二十七章には、

「奴僕たちは、買われたときから、老いてしまうまで、かれらの教育と位階によつて秩序づけられている」

(ɣulāmān …… dar parwariš u martabat ēšān az ān rōz ke bē χarīd mānad tā ān rōz ke pīr šoḍe and tartībī bōde ast) (Sist. Nām., 95, 3–4.)

とあつて、かれら奴僕は買われてから年老いるまで、これら奴僕の階層のものがそれに則つて服從しなければならない規範を守つて、嚴しい「教育(パルワリシュ)」をうけ、その結果によつてかれらの「位階(マルタベト)」が進むことを記している。

次に第二に「奴僕」の重要な職務としては、君主の命令をうけて重要な用件のために地方へ派遣せられることがある。一例をあげると、重要な訴訟がおこつたとき宮廷から派遣される。かれらは君主の權力を嵩にきて横暴な振舞が多く、特に賄賂を貪つて人民を苦しめたのである。「統治の書」の第十二章にその弊害について次のようにのべている。

「その〔訴訟が取扱う〕價値が二百ディーナールである訴訟があるとする。奴僕が行くと、かれは五百ディーナールを〔手數料として〕指定することを要求する。このため人々は破滅し、貧乏になる。」(χuṣūmat-hā hast ke andāzeh-i ān dowist dināṛ ast ɣulām-e bē-rauad pān-ṣad dināṛ ja'l χ"āh-ad mardomān dar ēn ḥāl musta'sil u darwēš mi-šauand) (Sist. Nām., 68, 4–6.)

と。この書の著者は、右の一句のあとに續けて次のように

述べている。即ち、重要な用務でない以上は、奴僕を派遣すべきではない。止むを得ず派遣するばあいには、王の勅(ファル)旨(マーン)を添える。且つ、奴僕がその本分を守るように、その勅旨の末尾に、この訴訟はこれこれのことに關していくらの金額に相當するものが爭いの對象になつている、だから定められているより以上に手數料をとつてはならない、とつけ加える必要がある、と(ibid., 88, 6-8)。

また「奴僕」の主な職務としては、君主から命ぜられて稅金の強制徵收に派遣されることがある。「統治の書」の第二十七章には次のような記載がある。サーマーン朝に仕えたトルコ人「奴僕」出身の將軍アルプテギーンはホラーサーン總督として三十年あまりもりつぱに治めた有能な人物であるが、あるとき配下の「奴僕(グラーム)」二百人をあつめて次のように命令した。フルジスターン族とトルコマーンの住んでいる地方へ赴き、かれらが支拂うようにきめられている稅金(マール)を徵收し來れと。奴僕たちはかれらの住地へ赴いたが、兩種族とも稅金を支拂う意志が全くない。奴僕たちは腹をたてて、武器をとつてかれらと戰いを交え、強制的に稅金をとりたてようとした。しかし奴僕たちを統率していたサブクテギーン Sabuktegīn(ガズナ朝の始祖。英主マフムードの父。)は、これをおしとどめて言つた。我々の任務は稅金を徵收することにあるのであつて、戰うことにあるのではない。萬一敗北したばあいには、君主の名譽を傷けることになる云々、と。かくて歸還して、アルプテギーンの指示を仰いだ。君主の質問に答えてサブクテギーンは言つた。「奴隷(バンデー)」の本分は、ただ主人の命令したことに全力を盡すにある。もし戰うことを命令されるならば、生命を賭して從事するであろう、と。この君主は大いに稱讚し、かれを三千人の「奴僕(グラーム)」の騎兵(ヘイル)を指揮する地位に昇進させた、と(Sist. Nām., 96, 20—97, 7.)。

原文には、これらの「奴僕たち」が「力ずくで稅金を徵收する」(bi-zūr māl bē-satānand)ために、「兵器」をとつて戰おうとした(ibid., 96, 23-24.)、とあつて、これらの「奴僕」を派遣するばあいは、「力ずくで」(bi-zūr)、即ち、狀況によつては「兵器」(salē)をとつて戰を交えることをも辭せず、強制的に徵收するばあいがあつたことを示している。これら二百人の「奴僕」が武裝した「騎兵隊」(ɣail)であつたこと(ibid., 96, 19.)がこれを傍證している。

さてこのような「奴僕」による強制徵稅という事例は、

サーマーン朝のみにみられる現象ではなく、アッバース朝のときにも類例があり、さらにおそらくウマイヤ朝時代においても同様であつたろうと思われる。一例をあげると、アッバース朝のカリフ、アル・ハーディーの逸話を記したアッ・タバリーの書の一節に、アリー・ベン・サーリフというカリフの「奴僕(グラーム)」が、カリフの名代となつて、「遊牧アラビア人」(a'rābī) からの強制とりたてに派遣され、三日間にわたつて苛酷なとりたてに従事している(Ṭab., III-2, 581,20-582,9.)。

原文には、「人民から壓制的に苛酷な取りたてをした」(qad kāna jafā al-maẓālim 'āmmat^{an}) (ibid.,581, 20-582,1.) とあり、また「壓制的に猶豫を與えなかつた」(lam yazl yanẓulu fī l-maẓālim^{i}) (ibid., 582, 9.) とある。"jafā" という語は、「粗(あら)くある」「粗(あら)く扱う」「苛酷に取扱う」という意味をもつ動詞である。また "maẓālim" は、「酷使する」「虐待する」という意味をもつアラビア語の動詞 "ẓalama" の第三形派生動詞 "ẓālima" の動詞狀名詞 "maẓlimat" の複數形で「虐待」「不正」を意味し、"fī l-maẓālim^{i}" で「不正に」「壓制的に」という意味になる。これによつても、この「奴僕」がカリフの「名代(ラアス)」(ra's) という權力を背景として、遊牧アラビア人から「壓制的に」苛酷な徴税をしたことを示している。またムハンマッド・イブン・カッターン Muḥammad ibn Kattan が著わした「インド驚異譚」(Kitāb 'ajāib^{i} l-Hind^{i}) の中に次のような記述がある。あるユダヤ人が巨萬の富を積んでオマーンへ還つてきた。それを嫉妬したものが、そのユダヤ人をカリフ、ムクタディールへ讒訴した。曰く、かのユダヤ人はオーマンの知事に賄賂を贈つて、十分の一税を免れている、と。カリフは自己の「隷僕(ハーディム)」(hādim) に三十人の「奴僕(グラーム)」をつけてオマーンへ派遣し、そのユダヤ人をバグダードへ召還し、巨額の罰金を課そうとした。そこでオマーンの商人たちは團結してこれに反抗し、このカリフの使者に敵意を示した。形勢の不利をさとつて、「奴僕」たちはユダヤ人から一千ディーナールをとりあげただけでバグダードへ引上げた、と(Muḥammad ibn al-Kattān, Kitāb 'ajāibi l-Hindi.—Livre des Merveilles de l'Inde. tr. par L. Marcel Devic—Texte Arabe p. 107, l. 4—p. 110, l. 11.)。

次に「奴僕」の果した第三の役割、しかも最も重要な役割は、君主の近衛兵として、手足のように活動することである。アッバース朝の中期以後、王朝の武力の根幹はトル

コ人の傭兵におかれた。この點、ホラーサーンやマーワラーアンナフルに成立したいくつかの王朝にあつても同樣であつた。[116] これらの王朝は、いまだ遊牧民としての風習を失つていない好戰的なトルコマーン Torkomān を領內に移住させて、物質的な給養をあたえ、嚴しい訓練を施して優秀な外人部隊をつくりあげた。ところがさらに、これらのトルコマーンをもつて構成された傭兵部隊とならんで、「奴僕」をもつて編成したいわば「奴隷軍隊」[117] をもつていて、この直轄部隊が國內の治安維持や對外戰爭に功績をたてた。

「統治の書」の第二十六章には、

「奴僕たち・トルコ人たち・その他と同じように奉仕するトルコマーンたち」(Torkomānān bar miṯāl ɣulāmān u Torkān u ɣairān dar ɣedmat) (Sist. Nām., 94, 2.)

とあつて、このような「奴隷軍隊」を構成している「奴僕」は、「トルコ人」即ち、家族をもつて土着し、傭兵としての充分な訓練をつんだトルコ人、及び「トルコマーン」即ち、いまだ部族集團を成し、傭兵としての訓練に習熟していないトルコ人、とは一應區別して記されている。但し、その相違點については明記されていない。史料の示すところによつて推測すれば、次の點が相違點としてあげられる。第一には、「奴僕(グラーム)」は「奴隷」と相通じて用いられているように、社會を構成する一種の身分であつて、トルコ人ばかりでなく、それ以外の雜多な種族出身のものを含んでいる。第二には、從つて「トルコマーン」のばあいは、なお部族的な要素を保ち、集團として行動している(かれらは族集團を成している az jumleh-i ɣ̌eṣān and) (Sist Nām., 94. 5.)のに對して、「奴僕」のばあいは、個人として個々の君主に隷屬している。これらの點が顯著な差違ではないかとおもわれる。それでは兩者の類似點はどうかというと、「統治(シヤーサト)の書(ナーメ)」には、「トルコマーン」が「奴僕」と同じである點を次のように記している。まず「奴僕たちのように」(bar sīrat ɣulāmān) と前置きして、

「かれらが兵器の扱い方と奉仕(の作法)を學ぶ……ために、かれらのための館が保持されることが必要である」(sarā ēšān-rā mi-bāyad dāšt keh …… ādāb silih u ɣedmat bē-āmōzand) (Sist. Nām., 97, 6-7.)

と述べ、かれらが住むための大きな宿舍(=館 sarā)を準備して、そこで集團的に起居させ、兵器の取扱い方や君主

への奉仕の作法に習熟させることを挙げている。このようにして、定着した生活様式に馴れると、身をすてて君主のため奉公する氣持になる。そこで「奴僕たちのように」(bi-tartīb ɣulāmān) と後記して、

「必要なときはいつでも、五千または一萬が指定された奉仕のために騎乗する」(har waqt keh hājat āyad panj hazār u dah hazār bi-ɣedmat-i keh nām-zad šauand bar nišinand) (ibid., 94, 9–10.)

と述べている。これは「トルコマーン」と「奴僕」との共通點であるが、同時にそれは「奴僕」のもつ性格を示すものである。この外、戰士としての「奴僕」がもつ屬性として、次のことがある。

(1)「姓名が登錄されている」(nām bāyad nibišt) (ibid., 94, 5–6.)

(2)「武器が……與えられた」(raɣt …… dādand) (ibid., 95, 10.)

(3)「俸給を……受取っている」(mušāhareh …… mi-satānam) (ibid., 105, 4–5.)

(1)は「トルコマーン」のばあいと同じであり、(2)は正反對である (かれら〔トルコマーンたち〕の武器は、ひとつとしてこの王朝から支給をうけたものはない。」ibid., 94, 10–11.)。「奴僕」はその占める位階に應じて携帶すべき武器が官給されている(後述)。「奴僕」が死ぬと、その武器は後任者に與えられた (「その〔死んだ班長の〕班と武器と騎兵隊を、どの奴僕に與えるべきでしようか。ibid., 96, 5–6.」「その班長の武器をかれ〔サブクテギーン〕に與えた。ibid., 96, 10.」)。(3)の「奴僕」のうけとる「俸給」については、「統治の書」の第二十七章に、次のような記載がある。アルプテギーンがガスナの町を包圍したとき、布告を出し、代價を支拂わないで強制徵發することを嚴禁した。しかるに「奴僕」の一人がこの命令に違反したので、これを斷罪に處し、軍律の峻嚴を示した云々、と (Sist. Nām., 104, 24–105, 9.)。この君主が「奴僕」をなじって曰く。

「汝は毎月銀貨二十箇を俸給として予から受け取っていないのか。」(har māhē bist kānī mušāhareh az man nē mi-satānī) (ibid., 105, 4–5.)

と。

以上のべた「統治の書」にみえるサーマーン朝時代の戰士としての「奴僕」のもつ特性を要約すると、次のようになるのであろう。(1)特別訓練のための集合教育をうく。(2)騎兵であるのを立前とする。(3)兵器は官給である。(4)姓名

が登錄されている。(5)毎月の俸給を受けている。以上の五點が擧げられる。特別の訓練を施されていること、給料を支給されていること、裝備を君主から支給されていること、によつて、かれら「奴僕」が、農民から徵募された武器自辨の未熟練な歩卒ではなく、專門教育をうけた一種の職業軍人であることを示す。騎兵であつて、姓名が登錄されていて、必要に應じていつでも出動できる態勢にあつたことが、それを傍證している。そして「奴僕」のもつこのような屬性こそ、「傭兵」と汎稱されるものに普遍的な性格を表すものとおもわれる。ただ傭兵と根本的に異る點は、傭兵のように契約期間がみちると雇傭主のあいだを渡り歩く自由をもたないだけである。これはかれら戰士としての「奴僕」が本來非自由民であることに因る。「統治の書」の第二十七章には、このような戰士としての「奴僕」について、その等級づけが詳しく記されている。その概要を要約すると次のようになる。まず、「奴僕」が買われると、最初の一年のあいだは、「歩兵(ピヤーデー)」(piyādeh) として奉仕することを命ぜられる。かれはブハーラに近くあるザンデネーという村でつくられる「ザンデネー織」(zandenējy) とよばれる木綿織物の衣服を身にまとい、從卒として馬まわりにつきしたがう(「鐙の下に……ある」dar rikāb …… šodi)。この一年間は決して乘馬することを許されない。乘馬したことが判明すると懲罰が加えられる。一年つとめると、口の中に舌繫帶をはめ馬勒(リガーム)と鐙革(ドウアール)をつけただけの「トルコ馬一頭」(asp-ē torkī)を與えられる。二年たつと「劍」(qarājūrī) が、五年たつと、上等の「鞍」(zīn) と、星の飾りのついた「馬勒」(ligām) と、絹と木綿の混織りである dārāy とよばれる衣服と、環について鞍に吊される「鎚矛」(dabūs) が、六年たつと、豪奢な色彩の「上衣」(jāmeh) が與えられる。そして七年目になると、一本の支柱と十六本の杭によつて支えられる「天幕」(χaimeh) が與えられる。さらに、身のまわりを世話する三人の「奴僕」をもつことができるようになり、騎兵隊を指揮して「班長」(witāq bāšī「室の長」の意)という稱呼をうける。そして銀で縫いとりされた黑いフェルトの「圓錐帽子」(kulāh) と「グンジェー織の上衣」(qabā'-i gunjeh) をつける。こうして七年つとめると、あとはその奴僕の才幹によつて、騎兵隊長 (χail bāšī) や侍從 (ḥājib) になるが、いかに功績があつても、三十五歳になるまでは、「太

守」(emīr) の稱號をうけて地方を統治することは許されない、云々と(Sist.Nām.: 95,7-21.)。もとよりこれは原則であつて、例外は存する。サーマーン朝のとき、ホラーサーンの軍事總監(sipāh-sālār)として大功をたて、のちガズナ朝の遠祖となつたアルプテギーンは、新たに買つた「奴僕」たちのうちに、ひときわ目立つたサブクテギーンを見出し、あたかも一人の班長が死んで、後任者が必要となつたので、買つてから三日しか經たないかれを「班長」に任命し、數年のちには二百人の「奴僕」の騎兵隊の指揮官に拔擢している(ibid., 96,2-19.)。

次にこのような「奴僕」をもつて編成された「奴隷軍隊」の系譜を辿ることによつて、その西アジア兵制史上において占める地位を考察してみたい。「奴僕」が君主の直轄する軍隊として重要な役割を果すようになつたのは、サーマーン朝以後特に著しいが、その先例はすでにアッバース朝のときにみとめられる。カリフ、ムウタシムがトルコ人「奴僕」をもつて親衛隊を組織したのがその發端であつて、これ以後歷代のカリフはかれらによつて制肘をうけることになつた。このばあいのトルコ人も、奴隷として購入された「奴僕」がその多くを占めたようである。[18] 遊牧トルコマーンを集團的に領內に移り住まわせたものではない。このような戰士としての「奴僕」は、サーマーン朝以後、少くともガズナ朝にいたるまでは、三ケ月ごとに、つまり年四回にわけて、稅務廳の財庫から銀で支拂われる「手當」をうけとつている。サーマーン朝時代のことを記したイブン・ハウカルの地理書のマーワラーアンナフルの條に、

「毎年、手當 (aṭmā, ↑ 單數形 ṭama') が四回に支拂われる。……それらの給料は毎回九十日ごとである。それは、先ずかれの奴僕 (ɣilmān ↑ 單數形 ɣulām)・侍從・指揮官へ支拂われ、次いでそのほかの官吏たちへ〔支拂われる〕。毎回の給料の額は五百ディルハムである。四回分の給料〔の額〕が一回分の地租〔の額〕(‖二千萬ディルハム)に相當する」(Haug., II, 469, 9-12.)。

とあり、「統治の書」の第二十三章にも、「奴僕」の戰士をふくめて、軍隊に支拂われる給料のことについて、

「各人に、一年四回の割合で、財庫から、かれらの手當 (mawājib) を現銀 (naqd) で與えていた。かれらは杜絕えることなく、給養と軍需品をうけていた。徵稅官たち

は現金（マール）を徴収し、財庫（ヘザーネ）へもたらし、この定額に基き、三ケ月ごとに一回あたえていた」(Sist. Nām., 92, 2–5.)。

とある。そして「統治の書」は、この支給の方式を「古の王たち」(mulūk qadīm)(ibid., 92,1.)、即ち「サーマーン朝の諸王」に歸し、且つ、「さらにマスムードの王朝において存續していた」(hanūz dar χāneh-i Maḥmūd bāqī-st)(ibid., 92, 6.)とのべて、少くともガズナ朝までは遵行されていたことを立證している。

さてこのような戰士としての「奴僕」へ支給せられている「手當」を表す語は、前者では“ṭama‘”、また後者では“mawājib”となつている。前者は「熱望せられるもの」(↑“ṭama‘a”「熱望する」)、また後者は「當然支拂われるもの」(↑“wajaba”「義務づけられてある」)という原義で、ともに「手當」を意味するアラビア語の普通名詞である。且つ“mawājib”という語は、イル・ハーン朝の史料において、「半年ごとに支拂われる……騎兵の手當（マワージブ）」(mawājib sipāh……wājib 1/2 ‘ām)(‘Abdullāh ibn Muḥammad ibn Kiyā al-Māzandarāni, Resāleh-i Falakiyyeh. tr. von Walther Hinz. Wiesbaden 1952. S. 231.)とか「弓兵の手當」(mawājib šāgird paykān)(ibid., S. 231.)とかみえて、「兵士の手當」を表している。同時に他方では、「驛站で使役に從事せる下僕の手當」(mawājib χedmat-kārān-i keh dar yām-χāneh bi-χedmat mašγūl and)(ibid., 135.)とか「駱駝馭者の手當」(mawājib al-jammālīn)(ibid., 87.)とかの用例にみられるように、「下級雇員の手當」を表している。この點、「上級官吏の俸給」を表す“marsūmat”などと對照をなしている。さらに、前述のイブン・ハウカルの書には、「奴僕」の「手當」を表している“ṭama‘”が“‘aṭā’”(→複數形 a‘ṭiyat)という語で置き換えられている(Ḥauq., 469, 13.)。“‘aṭā’”という語は“‘aṭīyat”(→複數形 a‘ṭiyāt)という語と同じで、「贈物」(↑“‘aṭā”「受取る」)という原義をもち、ふつう「手當」(「〔オマル二世は、ズバイル家のものに〕高額の手當‘aṭā’を惜しみなく與えて……」Ṭab., III-2, 534, 9.)、とくに「兵士の手當」(「〔アル・ファズル・ベン・ヤヒヤは〕軍隊に、中斷せられない〔兵士〕の手當 a‘ṭiyāt を與えた」ibid., 611,8–9.)という意味でつかわれている。さらにこの“‘aṭīyat”「手當」という語は、

「かれらの手當 (a‘ṭiyāt ↑ 單數形 ‘aṭiyat) の外に (siwā)、俸給 (arzāq ↑ 單數形 rizq) をかれらに與えた。」(Ṭab.,III-2, 483, 19–20.)

とあるように、“rizq”「俸給」という語とは區別して用い

られている。"rizq" という語は「生活費」「給與」(↑"razaqa"「(神が)生計の手段を與える」)というのが原義であつて、「日當の食料」、つまり「毎日支給せられる現物給與」を意味するが、さらに、それを現金に換算して支給せられる「現金給與」の意味でつかわれている。そして、「十八ケ月〔分〕の俸給 (rizq) を與えられた」(uʿṭū rizqᵃ tamāniyatᵃ 'ašarᵃ šahrᵉⁿ) (ibid., 547, 7-8.) という事例によつてわかるように、「月」(šahr) を單位にして支給せられた(「あなたの俸給 rizq は一ケ月いくらですか。kam rizq-ka fi l-šahri」Murtadā az-Zebēdi, Tāj al-Arūs.)。つまり、毎日の生活費を現金に換算し、月を單位にして支給せられるものである。それでは、ともに現金で支給せられる "aṭā'"「手當」と "rizq"「俸給」のちがいは具體的にはどのようであろうか。アル・ムタッリジー(536—610 A.H.)に據ると次の諸說がある。(1) "aṭiyat"「手當」は、「政府の公庫から一年に一回または二回、兵士に支給されるもの」。また "rizq"「俸給」は、「毎月、兵士に支給されるもの」。(2)前者は、毎年または毎月。後者は毎日。(3) "'aṭiyat" は「戰いに從事している人々に〔與えるよう〕指定されているもの」。また "rizq" は「貧しいイスラーム教徒にたいして、かれらが戰いに加わつていないときに〔與えるよう〕指定されているもの」(al-Mutarrizi, Muyrib.—E.W. Lane, Arabic-English Lexicon. London 1874, Vol. I. Part 5. P. 2085.)。これによると、"'aṭiyat"「手當(アティーヤット)」は、一年に數回に分つて、政府の公庫から兵士に支給せられる手當であるのに對して、"rizq"「俸給(リズク)」は、毎日の生活費を現金に換算し、月を單位にして支給されたものであると解釋される。そして、「統治の書」には、兵士の「手當」が「家族(アイイル)」の「生活費」(nafaqat) につかわれていることを記した實例がある(Sist. Nām., 23, 21-23.)。從つて、「手當」が「兵士の手當」という意味につかわれているばあいには、「家族手當」という意味に解して大過ないであろう。「家族手當」であるから、「手當」のばあいには兵士じしんに對する「給養」が別に支給せられており(「かれらの手當 mawājib を現金で與えていた。」Sist. Nam., 92, 3.)、家族をもたない「奴僕」などのばあいにあつては、これらの「手當」が濫費せられる傾向があつたようである(かれら(=奴僕など)の手當 aṭiyat は、かれら自身の快樂 tibat)……にすつかり消費してしまわれる。」Ḥauq., II, 469.)。そしてアル・ムタッリジーによる「手當」と「俸給」に關する(3)の規定は疑問である。少くともアッバース朝についてみるばあい然りである。なぜならば、アッバース朝史料

にあつては、“rizq”は戦いに従事している兵士に支給されているからである（「〔カリフ〕アミーンの側では、〔アマムーンのため包囲され〕軍隊の俸給 arzāq が窮乏したので、秘かに金・銀の器を鎔潰し、かれの部下たちに與えた。」Ma'sūdi, Murūj, VI, 454, 9–10.）。そして、この“rizq”（俸給）とその内容をおなじくするとおもわれるものに、“mušāhareh”（俸給）がある。この語は“šahr”（「月」）と同じ語源をもち、“šahara”（「口外する」「知らせる」）の第三型派生動詞“šāhara”（「一ヶ月契約をする」）の派生名詞で、「毎月の給料」を意味する。そして、戦士としての「奴僕」がこの“mušāhareh”（俸給）を支給されている事例がある（「汝は毎月銀貨二十個を俸給 mušāhareh として予から受け取っていないのか。」「私は受取っています。」と。Sisf. Nām., 105, 4–5.）。つまり戦士としての「奴僕」のうちには、「手當」（家族手當）の外に、これとは別に戦時には「俸給」（又は「俸給」）を受けているものがあつたと解される。「俸給」を支給されている兵士は“murtaziqī”、即ち「正規兵」であつて、これは「俸給を支給されるもの」という原義をもつている（「義勇兵(09)を除き、正規兵 murtaziqi 三萬人をもつて、アル・ハサン・ベン・カフタバを〔東ローマに對する〕夏季遠征に派遣した。」Tab., III-2, 493, 6–7.）。そしてアッバース朝史料にあつては、この“murtaziqī”（正規兵）という語は、ホラーサーンの、主としてイーラーン系の住民をもつて編成した「軍隊」を表わす“jund”という語によつて表わされている（「アル・マフディーは、ホラーサーンの住民その他より成る軍隊 jund の上に、夏季遠征のための軍隊を割當てた。」ibid., 494, 14–15.）。そしてこれらの“jund”はふつう「手當」（a'tiyāt ← 單數形 'atiyyat）を支給されているが（「アル・ファズル・ベン・ヤヒヤは……軍隊 jund に、中斷されない手當 a'tiyāt を與えた。」ibid., 547, 17–18.）、かれらは出征のばあいをはじめ種々な機會をとらえて、別に「俸給」（arzāq ← rizq）を要求し、これを得ている（「かれらは十八ヶ月分の俸給 rizq を與えられた。」ibid., 547, 7–8.）。この“rizq”（俸給）という語は、軍隊のばあいにあつては、毎日の生活費を現金に換算し、月を單位にして戦時加俸として支給する「特別手當」と解すべきであろう。つまり、戦士としての「奴僕」は、少くとも給與という點からみるときは、アッバース朝時代の「正規兵」、即ち、正規の「俸給」をもらつている「傭兵」ともいうべき“jund”（軍隊）の構成員とその性格が共通しているものをもつている。しかしサーマーン朝時代の「奴僕」をもつて組織した一種の「奴隷軍隊」は、アッバース朝のカリフ、ムウタシムのとき創められたトルコ人「奴僕」をもつて編成した「奴隷軍隊」にその直接の系譜をもつのであつて、アッバ

ース朝時代の一種の「傭兵軍隊」である「軍隊（ジュンド）」にその系譜を溯らせるべきではない。この間のちがいを明確にするために、アッバース朝の「軍隊」について一瞥したい。

アッバース朝の軍隊の根幹をなしていたのは、ホラーサーン出身のイーラーン系の住民を主とした“jund”（軍隊）であつた。かれらはカリフの即位式をはじめとする重要な儀式には多くのばあい參列を命ぜられるし、ビザンツ帝國との戰いのような重要な戰爭に參加して戰功をたてた。

「ホラーサーンの住民から成る軍隊と指揮官は、決して心を變えないと思う」(lā āman^{u} taṛīr^{a} qulūb^{i} jund^{i} wa quwwād^{i} min ahl^{i} Xorāsān^{i})（Ṭab., III-2, 531, 8-9.）といわれて、その忠誠をカリフから信頼された。タバリーの書のカリフ、ハールーン・アッ・ラシードの治世八年(177 A.H.)の條に次の記載がある。ホラーサーンの總督に任命されたアル・ファズル・ベン・ヤヒヤは、この地方において、約五十萬に達する「ペルシア人の軍隊」(jund min al-ʿujm^{i})を編成し、これを「アッバース軍」(al-ʿAbbāsīya)と名づけ、そのうちから二萬人をバグダードへ赴かせ、殘りは、かれらの姓名を登錄し、そのままホラーサーンに留めた、と（Ṭab., III-2, 631, 7-11）。これらのアッバース朝の軍隊を表すのに、當時の史料は、ふつうアラビア語で「軍隊」を表す“ʿaskar”（↑ʿaskara「駐營する」）、“jaiš”（↑jāʾša「召集する」）などの語をつかわずに、“jund”という語を用いている。この語は、サーサーン朝ペルシアのときの“gund”という語を繼承したものであろう。この語は中世ペルシア語史料において、“spāh u gund”という形をとつて「軍兵」の意味で頻見するものである。[20] そして“gund”という語はまた軍隊區分、すなわち部隊の單位を表わす語として用いられている。[21] この語は、本來イーラーン語ではなく、セム語族に屬するアラム語の“gudda”＞“gundā”から出たものであるとされている（H. S. Nyberg, Hilfsbuch des Pehlevi.）。アラム語の“guddā”は“gud”（「結ぶ」）の派生語で「連接」という意味をもつ語であり、“gundā”も同じ語源をもつ派生語で「帶」というのが原義であるが、轉じて「部隊」という意味でつかわれている語である（M. Jastrow, A Dictionary of the Targumim, the Talmud Babli and Yerushalmi, and the Midrashic Literature. New York 1950, Vol. I, p. 218; 223.）。ウマイヤ朝の始祖ムアーウィヤー Muʿāwiyah は、敵對者アル・アシュタル al-Aštar の死の報をうけ、その死因が毒

の入つた蜜を與えられて飲んだことにあつたため、次のように喜びの言葉をのべたという。

「軍隊(ジュンド)のごとく〔全能の〕神に屬するもの、そは蜜なれ。」(inna li-llāhi junūdan min-hā l-'asal[22])

と。あたかも「軍隊」が武力によつて所期の目的を完遂するように、神から與えられた全能の力を發揮するものは、蜜である、という意味であつて、これからのち、敵にふりかかる不幸を喜ぶばあいにつかわれる諺となつた。これによると、すでにウマイヤ朝の初期には、"jund" という語が「軍隊」を表す語として使用されていたようである(マスーディーの「黄金の牧場」のウマイヤ朝初期に關する記載の中に、この種の jund の用例が多くみえる。「シリアの住民を軍隊に徴集せよ。istanfil ahla š-šāmi jundan junannadan」Murūj, VI, 83, 10.)。またウマイヤ朝の本據シリアにおいては、都市とこれを含む地域を表す「地方」という意味で用いられている(のちアラビア人によつてシリアからスペインに移され、この意味をもつ語として用いられた。al-Feyrōzābādi, Qāmūs.)。シリアは五つの「地方」(ajnad ← 單數形 jund) から成つていた(Dimašq〔ダマスクス〕、Ḥims〔エメッサ〕、al-Urdunn〔ヨルダン〕、Qinnesšin' Falasṭin〔パレスタイン〕)。これらの「地方」は、そこから兵士が徴集される「軍管區」を表したことに、その起源をもつている。さて、このような起源をもつアッバース朝時代の "jund" は、ふつう「手當」を支給されており、さらに、その外に「俸給」を加俸として受けることがあつた(前述)。かれらは主としてホラーサーン出身のイーラーン系住民をもつて構成され、その姓名が「登錄簿(ダフタル)」(daftar → 複數形 dafātir) に登錄されていた(「かれら(ペルシア人の軍隊 jund min al-'ujm) の殘部は、かれらの姓名 asmā' と登錄簿 dafātir によつて、ホラーサーンに殘留した。」Tab., III-2, 631, 11.)。ウマイヤ朝の軍隊が北アラビア系の諸部族より徴集した部隊を根幹としていたのとは著しい對照をなしている(B. Spuler- Iran in Früh-Islamischer Zeit. Wiesbaden 1952, S. 487. 參照。)。つまりアッバース朝時代の「正規兵」をもつて編成された「軍隊(ジュンド)」は、ウマイヤ朝時代のアラビア系の部族軍隊からその系統をひくものではなく、むしろサーサーン朝時代の「國民軍隊」である「軍隊(ジュンド)」に系譜を溯らせるべきであろう。

サーサーン朝ペルシアのときの軍隊の主力は騎兵であつた。「騎士」は世襲的な古い家柄の中小の地主で一種の貴族階級を形成し、乘馬・武器その他を自辨し、戰時には甲冑で重厚に武裝した騎兵として、王の正規軍の中核となつた。(Th. Nöldecke Geschichte der Persen und Araber zur Zeit der Sassaniden, Leyden 1879, S)。中世ペルシア語で "asvār" 「騎士」とよばれた。これは古代ペル

シア語の "asabārī" から派生した語で「馬に乗るもの」というのが原義である。近世ペルシア語の "suwār" はその轉訛である。ところが軍團を形成している歩兵および輕騎兵は一般の住民から徴募されたようである (Nöldeke, ibid., S.)。「歩兵」は中世ペルシア語で "pāiγān" とよばれ、武裝して輜重兵として行動し、原則として給料を支給されない、農民兵であつた (A. Christensen, L'Empire des Sassanides, le peuple, l'état, la cour. København 1907, p. 61. 參看。)。 かれらは平時には地方官の管轄下にあつて、警察業務にもたずさわつた (A. Christensen, L'Iran sous les Sassanides. Copenhagen 1944, p. 132.)。これらの「騎士」と「歩兵」を總稱して、"artēštār" (↑ a.w. raθaēštar)「戰士」とよんだ。これは當時の社會を構成する四つの身分の一つである。ところが主としてイーラーン系住民を主體としたこれらの軍隊の外に、異種族の住民をもつて編成した補助部隊があつて國王の信頼をうけた。サカ族、デーラム人の部隊などはその著名なものである。かれらのうちのあるものは銀をうけとつて傭兵となるもので生じた。ペルシア軍の中に散見するエフィタル族 (Hēftālān) の部隊はその一例である (「ザーウール Zāvul [=エフィタル] の多くの軍兵を集めて……」 Kārnāmak i Artaxšēr i Pāpakān, V, 1, ed. by. D.D.P. Sanjana. Bombay 1896, Pehl. Text, p. 25, l. 3.)。これらの外人傭兵部隊は、ペルシアの「騎士」と全くおなじく騎兵として戰闘に參加した (Christensen, L'Empire des Sassanides. p. 61.)。しかしサーサーン朝時代における軍隊の主力をなすものは、重甲騎兵としての「騎士 (アスワール)」と一般から徴募された「歩兵 (パイガーン)」であつて、外人部隊としての傭兵は補助的な役割を果したにすぎない。換言すれば、兵農一致の農民軍隊であつたと規定して大過ないであろう。さて八世紀にサーサーン朝時代の史料にもとづいて近世ペルシア語で書かれたイブヌル・モカッファの著書には、次の一節がある。

「歩兵 (mard-ān-i laškarē)・戰士 (muqātil)・騎兵 (sipāhē) に關していえば、かの榮譽の階級・あらゆる種類の様式の恩惠の上にある (=を與えられる)。」 (Lettre de Tansar à Jasnasf roi de Tabaristan. ed. par M. Darmesteter. J.A., Mars-Avril 1894, 226, 4-6.)

と。"muqātil" (戰士) は、アラビア語の動詞 "qatala" (戰う) の第三型派生動詞 "qātala" (互に戰う) の行爲者名詞で、「互に戰うもの」という原義をもつ。中世ペルシア語の "artēštār" (aw. raθaēštar) (戰士) に相當する。また "sipāhī" (騎兵) は中世ペルシア語の "spāh" に相當することはいうまでもない。さて最後にのこつた "mar-

dān-i laškar"（歩兵）は、「軍隊の人たち」という意味をもつ語で、中世ペルシア語の"pāiγān"（歩兵）に相當するものであろう。[23] その具體的な內容については、「統治の書」の第四章に記載がある。これはサーサーン朝のバフラーム・ゴール Bahrām Gōr 王のとき、惡辣な大臣ラースト・ロウィシェ Rāst Roviš のため投獄された「兵士」(mardān-i laškar) の陳述によるものである。それによると、この「兵士」は、永年にわたつて王に奉仕し、遠征にも加わつた。しかも一年間というものは全く支給をうけなかつたので、この「兵士」は大臣にこれを要求した。その內容は次のようである。

「私は家族（'iyāl ← 單數形 'aiyil）をもつている。昨年、私の手當（mawājib）は屆けられていない。今年は引渡して下さい。そうすれば、〔その〕一部を〔稅金として〕あなたに與え、一部を生活費（nafaqāt ← 單數形 nafaqat）の方面に費すであろう。」（iyāl dāram u pār mawājib-i man nē rasid imsāl iṭlāq kon tā baḏ-e to rā daham u baḏ-e dar wajh nafaqāt ṣarf konam）（ibid., 23, 21–23.）

それによつて「家族」を養い、同時に稅金を納めていたことが知られる。そしてこれらの「兵士」は、その「姓名」が役所の登錄簿に登錄されていて（「もし王が私の名 nām を役所〔の名簿〕から削除するという命令をあなたに與えるならば云々」ibid., 24, 7–8.）、戰場では劍をふるつて戰つた（「私は戰う＝劍において打つ dar šamšēr zadan＝ことにおいて、王のため生命を危險にさらす」ibid., 24, 2–3.）。以上の「統治の書」の記載によつて知られる「兵士」の性格は次のようである。卽ち、その名が役所に登錄されて服役している歩兵であつて、手當を支給されて家族を養い、稅金を納めている兵士である。それは一般住民から徵集されたペルシア人の國民軍隊ともいうべきものであつて、これらの「兵士」は、"gund"以下の軍隊區分に屬する部隊を構成していたものとおもわれる。そしてこのようなサーサーン朝時代におけるペルシア人の國民軍隊の制度を繼承して、在地の住民から徵募して[24]編成したのが、アッバース朝の"jund"「軍隊」であろう。

以上のべたサーサーン朝よりアッバース朝をへてサーマーン朝にいたる西アジアの軍隊の系譜を略述すると大要次のようになるであろう。サーサーン朝の軍隊の主力は騎士を中心とする騎兵軍團で、これに從屬する輜重兵としての

歩兵軍團(グンド)があつた。騎士は地主貴族であり、輕騎兵と歩兵は一般から徵募した農民兵である。アッバース朝の軍隊の主力はホラーサーンのイーラーン系住民から徵募した歩兵(ピヤーデー)を主力とした傭兵(fārd)の軍團(ジュンド)であつた。これはサーサーン朝の軍隊制度を繼承して、これを傭兵化したものである。また新たに騎兵としてのトルコ系の傭兵が加わつた。サーマーン朝はこのトルコ系の傭兵をもつて軍隊の主力とし、以後トルコ系の諸王朝によつて繼承された。しかるにアッバース朝の中期以後、金錢で購入されたトルコ系「奴僕」をもつて編成した「奴隷軍隊」が出現し、君主の命令に從つて手足のように活動した。これは給與の點では傭兵と同じ性格をもつが、本來非自由民の出身であつて、その身分の點では、アッバース朝時代の傭兵とも異り、サーサーン朝時代の國民兵ともともより異る。かれらは「奴僕」として君主のそばに仕えて賤役に從いながら、ひとたび君主からそのすぐれた素質とか技倆とかを認められ、或は戰場において拔群の手柄をたてると、主として農民出身の傭兵である正規兵(ムルタリト)の階層をとびこえて、最上層の騎士(スワール)の階級に昇格するばかりでなく、さらには騎士隊長(ʿaʾil-bāšī)(ハイルバーシー)や侍從(ジャ)(ḥājib)となることもできるし、また太守(エミール)(emīr)という稱號を與えられて、じつさいに地方の統治を委されたものもある。かれら「奴僕」は完全な傭兵として全くの消費者階級であつて、その數が增加するに從つて、地租の徵收が、かれらの給與を支給するのに足らなくなる。そこで次には、地租をうみだす根源である土地そのものを「封土」(iqṭāʿ)として與えるようになる。「統治の書」によると、サーマーン朝およびガスナ朝にあつては、「奴僕」をふくめて「軍隊(ラシュカル)」には、「封土を與えなかつた」(iqṭāʿ nē dādandī) と記されているが(Sist. Nām., 92, 2.)、同じ章の初めには「封土をもたない奴僕であるばあいには、かれらの〔給料の〕金額は公示されねばならぬ」(ān-ič ɣulāmān and keh iqṭāʿ nē dārand māl-i ēšān padīd bāyad āwarad) (ibid., 91, 15–16.) とあつて、このころ(=セルジュク朝)「奴僕(グラーム)」であつて「封土(イクター)」を所有しているものがあつたことを示している。かくのごとくにして、セルジュク朝にいたつて、「封土」を經濟的な地盤とした一種の封建制度が西アジアに出現するが、それらの封建領主、卽ち「封土所有者」(muqṭaʿ) のうちには「奴僕」出身のものが多かつたと推測される。

註

(1) タバリーの書のカリフ、アル・マフディーの逸話を記した條に、カリフがバスラへ赴いたとき、皇女アル・バーヌーカが護衛のため男裝してカリフの前を進んだことを述べているが、タバリーの書は、この同一のことを二つの傳承によって重複して記している。その服裝はいずれの傳承も、黒い長袖のガウンを纏い、劍を帶びたものである點において一致しているが、一つの傳承はこれを「奴僕」(ġilmān ← 單數形 ġulām) のいでたちであると述べ (Tab., III-2, 543, 17-18)、他の傳承は「若者」(fityān ← 單數形 fatawān) のいでたちであると述べている (ibid., 544, 4-5.)。fatawān という語は、fatī「若くある」の派生語で、「若者」という意味である。これによっても、ġulām という語が本來「若者」という意味をもつ語であったことがわかる。

(2) Abū l-Qāsim ibn Ḥauqal an-Naṣībi, Kitāb Ṣūrat al-Arḍ. ed. J.H. Kramers. Lugd. 1939.

(3) "lam ar ..... min ar-raqīqi mā balaya hāḍihi l-qimata min ġulāmin wa lā jāriyatun rūmiyatun wa lā muwallatun" (Ḥauq., II, 452, 13-14.) この原文にあっては、右の引用文のすぐ前に、「トルコ人の」奴僕とトルコ人の女奴隷の價格が333⅓ディーナールという最高價格であることが記されていて、右の "ġulāmin" の次に "at-turki" を補ってよむべきである。また "ar-raqīq" と "jāriyat" は同格であって、"raqīq" の次に "rūmiyat wa muwallat" が省略されていると解すべきである。從って右の一句は次のように解釋される。「[ギリシア人およびモール人の]奴隷であって、[このトルコ人の]奴僕のこの價格に達したものを……。私は見ない。またギリシア人の女奴隷もアラビア人の[女奴隷]も、[このトルコ人の女奴隷のこの價格に達したものを、私は見]ない。」と。

(4) Šams ad-Dīn Abū 'Abd Allāh Muḥammad b. Aḥmad b. Abi Bakr al-Muqaddasi, Kitāb aḥsan at-taqāsīm fi ma'rifat al-aqālim. ed. M.J. de Goeje. Lugd. 1906. (Bibliotheca Geographorum Arabicorum III.)

(5) Husain ibn 'Alī (Abū 'Alī)=Nizām ul Mulūk, Siasset Nameh. ed. & tr. par Charles Schefer. (Publications de l'Ecole des langages Orientales vivantes IIIe Série Vol. VII, VIII.) Paris 1891-97.

(6) ①「ホラーサーンにあっては、駄獸・奴隷 (raqīq)・小麥・衣糧その他の必需品がもたらされる。駄獸商人が、バルフ地方からもたらされる駄獸を、奴隷商人 (anfus ar-raqīq) がトルコ地方からもたらされる奴隷を……」(Iṣṭ., 281, 21-282, 2.) ②「商業の意味は、奴隷 (raqīq)・穀物・家畜・武器・織物などの商品を安く買って高く賣ることによって、資本を增大して、利潤を追求することである。」(Ibn Ḫald., 297, 10-12.) ③「[バフラーム王は]命令した。かれの所有物をすべて財庫にもち來るべし。かれの奴隷たち (bandagān) と四足獸 (čahār-pāyān) をとらえてもち來るべし。云々」(Sist. Nam., 25, 10-11.)

(7) バッカール・ベン・アブダッラーは一人の婢を寵愛し、その正妻は二人の「黒人奴隷」である「奴僕」に命じて夫を殺させた。「彼女は彼(=バッカール)が所有する二人の奴僕 (ġulāmaini) [卽ち]二人の黒人奴隷 (zanjīni) に向って言った。『かの放蕩者

は汝等二人の殺害を要求した云々』と。」(Ṭab., III-2, 619, 1.)

(8) 奴隷と奴僕はともに金銭で買われた非自由民であって、その出身を同じくするもののようである。従って奴隷(raqīq)の出自をたどることは、同時に奴僕(ġulām)のそれを示すことになるであろう。「〔ギリシア人(Rūmī)・アラビア人(Muwallad)の〕奴隷であって、〔トルコ人の〕奴僕のこの価格に達したもの」(Ḥauq., II, 452, 12-13.)。「奴隷の多くは、スラヴ人(Ṣaqālibat ↑ 單數形 Ṣiqlāb)・ハザル人(Ḫazar)およびこの兩者に近い種族の奴隷、ならびにトルコ人の奴隷である。」(ibid., 482, 1) 因みに、ハザル人はカスピ海沿岸に住む種族である。

(9) Voyages d'Ibn Batoutah, texte Arabe et trd. par C. Defrémery et B.R. Sanguinetti. Paris 1855.

(10) ①「かれら(=商人たち)は、その〔商業〕資本(māl)における利潤を失い、またわずかな利潤しか發見せず、かれらの〔商業〕資本(ra's amwāl)を消耗し、かれらの境遇が貧困と窮乏へ轉落する。」(Ḫald., 301.) ②「〔航海がおわったのち〕その(=インドで購入した物資)$\frac{1}{9}$が分配せられた。そして〔出資者の〕各人にとって、かれの〔商業〕資本(ra's māl)の$\frac{1}{10}$の利益があった。(Kitāb 'ajāibi l-Hindi, 33.)

(11) 「この利潤〔の率〕は、〔商業〕資本(aṣl al-māl)への關係においては、もたらされる〔額〕は少い。但し、もし〔商業〕資本(māl)が多いばあいには、その利潤も大きい。(Ḫald., 303.)

(12) 「私は一商人である。私の仕事は次のようである。即ち、海上・陸上において仕事をし、少しの〔商業〕資本(māyeh-i sar mayeh)をもち、一つの町で買った品物を他の町へ運んで賣り、少しの利益に滿足しています。」(Sist. Nam., 22, 19-21.)

(13) mukātab(解放奴隷)という語は、「帳消しにされたもの」という原義をもち、kataba(書く)の第三型派生動詞 kātaba(相互に書く)の受動分詞で、後日の證據のため、お互にそのことを文書に書いて確認したことを意味している。

(14) 「マーワラーアンナフルにおいて奴隷(raqīq)がすぐれているのは、サマルカンドの教育(tarbiyat)のためである。」(Ḥauq., II, 494, 21-22.)。サーマーン朝治下のマーワラーアンナフルにおける文化の中心地の一つであるサマルカンドの奴隷は、その教養があるという點で有名であったが、それはサマルカンドにおいては、かれら奴隷が賣られるまでにみっちり教えこまれる「教育」のためであった。

(15) ホラーサーンの南部、インドとの國境に近いザウリスターン Zaulistān に定住したアラブ系の一種族。のちトルコマーンと混淆し、中央アジアの諸王朝に有能な將軍たちを供給した。インドの奴隷王朝に仕え、ベンガール、ビハールを征服し、バーラ、セーナ兩王朝をほろぼしたムハンマッド・イブン・バフティアール Muḥammad ibn Baḫtiār はこの種族の出身である(Sist. Nām., trad. par Ch. Schefer. Paris 1893, p. 142, n. 2.)

(16) 「トルコマーンたちによって、〔王朝に〕苦痛がひきおこされ、かれらの數もきわめて多かったが、この王朝(セルジュック朝)に關してかれらは權利(ḥaqq)をもつにいたった。その理由は、王朝の創始にあたって、かれらが多くの奉仕(ḫedmat)をなし、苦しみをなめたからである。」(Sist. Nām., 94, 3-5.) これは

セルジュ ク朝のことをいつたとおもわれるが、その他の王朝ほついても同様のことがいえる。

(17) イブン・ハウカルの地理書のマーワラーアンナフルの條に、「王の軍隊 (juyūš ← 單數形 jaiš) は、奴隷 (mamlūk) としてのトルコ人であつて、王の財産 (māl) としての奴隷 (riqq) の身分にあるものである。」(Ḥauq., II, 471, 4.) とあるトルコ人の奴隷軍隊は、奴僕を根幹としたものとみてよいであろう。mamlūk (複數形 mamlūkūna) という語は、malaka (所有する) の受動分詞の形で、「所有せられるもの」という原義をもち、所有主の財産として所有される奴隷、とりわけ白人・トルコ人の奴隷を表した語である。

(18) 藤本勝次「カリフ・ムウタシムとトルコ奴隷兵」(「石濱先生古稀記念東洋學論叢」所收) 四九七頁及五〇〇頁所引のヤークービーの「諸國誌」の記載を參照。

(19) 「義勇兵」と譯した "muṭṭawwi'at" という語は、アラビア語の動詞 "ṭā'a" 「服從する」の第五型派生動詞 "taṭawwa'a" 「喜んで服從する」の行爲者名詞 (複數形) で、「喜んで服從する者」という原義をもち、ふつう「志願兵」「義勇兵」をあらわす。イスラーム教のため殉教することをねがい、すすんで志願した國境防備の兵士を表す語 (B. Spuler, a. a. O., S. 490 u. N. 11 參照。) このような國境の守備隊 (sihnat) については、Qudāma, Kitāb al-Ḫarāj. B.G.A., Vol. VI, p. 253, ll. 7-16; p. 254, ll. 11-18; p. 255, ll. 3-6. 參照。

(20) Kārnāmak i Artaxšēr i Pāpakān. ed. D.D.P. Sanjāna, Bombay 1896. IV, 3; V, 1; VI, 2; 5; 18; Gr. Būndahišn, ed. E.T.D. Anklesaria. Bombay 1908, 231, 8-9; 216, 6-7. spāh (← Altir. spaδa-「軍隊」) も gund (← Arm. gunda 「帶」「部隊」) もともに「部隊」という意味である。

(21) Christensen, L'Empire des Sassanides. p. 62. サーサーン朝の軍隊において部隊の大いさを表わす單位のうち、最大のものは gund であつて、その部隊の長は gundsalār とよばれた。drafš はより小さい單位であつて、この部隊はそれぞれ自己の軍旗をもつていた。この語は「旌旗」という意味である。これがさらに細分されたものが wašt である。

(22) アル・マスーディー al-Mas'ūdi にみえる同一の物語においては、「軍隊のごとく〔全能の〕神に屬するもの、そは蜜においてある」(inna li-llāhi jundan fi l-'asali) とみえている。

(23) イブヌル・モカッファの書には、「步兵」(mardān laškarē)・「戰士」(muqātil)・「騎兵」(sipāhē) が併記されているが、同じ一節において、この三つを「戰士」によつて代表させている (p. 226, l. 11)。つまり「戰士」は「步兵」と「騎兵」とをふくむより廣い意味での「戰士」を表わす語であると解される。このことを傍證するのは、同じモカッファの書に、社會の階層を四つに分けて記している記載である。それによると第二の階層として「戰士」(muqātil) の階層があげられ、「戰の人々」(mardān-i kārzār) と近世ペルシア語で說明がつけられている。そして、「かれらは騎士 (suwār) と步兵 (piyādeh) の二つに分割される」(p. 214, l. 4.) と記されている。この「戰士」の階層は、アヴェスタにみえる四つの階層のうち、第二の「戰士」(arteštār) の階層 (Yasna, 19,17) をアラビア語の語彙を借り

て表わしたものである。そして、サーサーン朝時代にあっては、この「戰士」が「騎士」と「歩兵」に分れていたことを述べたものである。(piyādeh は中世ペルシア語の pāiyān「歩兵」の近世ペルシア語形。)「騎士」の身分はサーサーン朝の滅亡によって消滅し、イスラーム史料にみえる "uswār" (→ 複數形 asāwirat) (アラビア語形)、"suwār" (近世ペルシア語形)は、「歩兵」に對する「騎兵」の意味でつかわれている。(サーサーン朝以前のことを記したイスラーム史料は除く。)「千騎の騎兵 (suwār) と少數の歩兵 (piyādeh)」(Sist. Nam., 104, 4.)。「奴僕 (γulām)・奴隸 (bandeh) より成る二百の騎兵 (suwār)」(ibid., 102, 12-13.) などはその一例である。つまりイスラーム史料にみえる「戰士」は「騎兵」と「歩兵」をふくむより廣い「戰士」という意味に解すべきである。また中世ペルシア語史料にあっては、spāh という語は artēštar (戰士) とおなじく、騎士も歩兵もふくめて「軍兵」という意味でつかわれている。spāh-bedh (戰士長)はまた artēštārān-sālār ともいわれる。また「戰士」(artēštayr) であって、同時に「軍將」(spāh-sarδār) である事例がある (Gr. Bn., 235, 12.)。そして spāh は特に asvārān (騎士) を表しているとおもわれる事例がある (「アルタフシェールは多くの軍兵 spāh を軍將 spāh-pat-ān とともに、キルムとの戰いに派遣した。——中略——〔キルムの軍兵は峽谷に隱れた〕そしてアルタフシェールの騎士たち asvār-ān は〔そのことを〕知らなかった。」Kn., VI, 7~9.)。しかるときはイブヌル・モカッファの記載にみえる mardān-i laškarē「軍隊の人々」は主として「歩兵」を表わすものと解される。

(24) jund の語源であるアラビア語の動詞 jannada は「軍隊を集める」(jannada junūd-an) という意味をもつ語である。この動詞の第五型派生動詞 tajannada が「〔兵士を〕志願する」という意味をもっていることからも知られるように、jund は一般の住民から徵集したいわば「志願兵」ともいうべき性格をもつものである。しかしじつさいには、人民がみずから「志願したのではなく、上から強制的に「志願させられた」のであって、アラビア語の第五型派生動詞は、原形の動詞の受身を強めた意味を原義としてもっている。從って tajannada という派生動詞は「強制的に徵集される」という意味を、ことばの裏にもっている。これからみても、jund は住民のうちから強制的に兵役に徵集された「歩兵」の部隊であると解される。

【附記】

本稿は昭和三十三年度の東北大學における特殊講義ノートの一節に手を加えたもので、いまだ充分な推敲を經ざるまま發表することになった。インドの奴隸王朝における同じような奴隸集團の性格については、荒松雄助教授の精緻な研究が相次いで公にされ、また畏友藤本勝次助教授のアッバース朝における奴隸軍隊についての勞作が發表され、教えられるところが多い。また東洋文庫所藏にかかる「シャーサット・ナーメ」の複寫につき岩井大慧主事の御好意をうけた。謝意を表したい。